女性活躍推進法に基づく一般事業行動計画

女性が就業継続し、活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のような行動計画を策定する。

- 1. 計画期間: 令和4年4月1日 ~ 令和9年3月31日
- 2. 目標と取組内容・実施時期

目標 全社員の残業時間を平均 20 時間以内とする

〈取組内容〉

令和4年4月~ 残業が一定時間数を超える場合は、本人と上司に対する通知指導を行う

令和4年5月~ 帰りやすい職場風土づくりに向けた管理職自身の勤務時間管理の徹底

令和4年6月~ 長時間労働是正に向けた管理職のマネジメント力強化のための研修

